**令和７年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務応募要件**

応募要件

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で応募するものにあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないも

　の

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事（又は物品・委託役務関係）競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41 条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事（又は物品・委託役務関係）競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 公示の日から契約締結の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者、同規則第３条第１項各号のいずれか又は同条第２項に該当すると認められる者

エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者

(4) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(5) 府税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

②業務執行に関する要件

別添の「令和７年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務概要書」に記載している業務内容を実施できること。